

1. 指名競争入札に付する事項

- (1) 事業名
令和7年度和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業支援業務委託
- (2) 事業概要
和泉市では、市域の脱炭素化の推進を目的に、太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等を新たに設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。別紙仕様書に基づき、申請書類の審査等の業務を委託し、本業務を迅速かつ確実に実施する。
- (3) 履行場所
市長が指定する場所
- (4) 契約期間（履行期間）
契約締結日（令和7年6月上旬予定）～令和8年3月13日
- (5) 入札予定価格
4,906,000円（税込）、4,460,000円（税抜）
- (6) 最低制限価格
3,924,800円（税込）、3,568,000円（税抜）
※ 業務の詳細については、仕様書を参照すること。
- (7) 仕様書等関係図書配布
配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード
<配布資料>
仕様書、入札参加申請書、実績報告書、質疑書、入札書、辞退届、契約書案、指定封筒作成案内、郵便入札について、郵便入札注意事項及びチェックシート、郵便入札実施要綱、郵便入札参加者心得、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱、委任状、使用印鑑届、暴力団排除に関する誓約書
<和泉市公式ホームページ>
<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/nyusatsu/index.html>
配布期間：令和7年4月21日（月）から令和7年5月9日（金）まで

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の（1）（2）いずれかの条件をみたし、（ア）～（キ）の全てに該当すること。

- (1) 和泉市における令和6年・7年度の入札参加資格を有していること。
 - (2) (1)における入札参加資格を有していない場合は公募型指名競争入札参加申請書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を提出すること。
 - ① 印鑑登録証明書 ※写し
 - ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し
 - ③ 決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ④ 国税の納税証明書 「その3の3」法人の場合 ※写し
国税の納税証明書 「その3の2」個人の場合 ※写し
 - ⑤ 直近2年間の市税の納税証明書 ※市外事業者の場合は不要
 - ⑥ 委任状（受任者をたてる場合）
 - ⑦ 使用印鑑届
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
(ウ) 地方税（本店・支店・営業所が和泉市内に存する場合）及び国税の未納がないこと。
(エ) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年間から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力

関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

(オ) 本市の指名停止措置を受けていないこと。

(カ) 大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。

(キ) 過去5年間に他の自治体が実施した同種の業務委託契約の誠実に業務履行を完了した実績があること。※別紙「実績報告書」を提出すること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間：令和7年4月21日(月)～令和7年5月9日(金) 17時まで

(2) 提出先：和泉市役所環境産業部環境政策室環境保全担当

(土日祝日を除く平日9時00分～17時00分)

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 本庁舎2階

(3) 提出書類：・公募型指名競争入札参加申請書(指定様式)

・実績報告書(指定様式)

・担当者名刺

及び、2(2)に該当する者は、(2)①～⑧

(4) 提出方法：直接持参または簡易書留とする。

※簡易書留の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

4. 指名通知の通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札指名通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対してはその旨等を通知する。

(1) 通知日時：令和7年5月13日(火) 17時まで

(2) 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

(1) 提出期限：令和7年5月15日(木) 17時まで

(2) 提出書類：質疑書

(3) 提出方法：電子メール(kankyous@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時：令和7年5月16日(金) 17時まで

(2) 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則による

8. 入札方法

(1) 本入札は郵便入札にて執り行う。

(2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵

送すること。

(3) 入札書の記入

消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書は必要な諸経費の一切を含めた金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）を記入すること。

(4) 落札者の決定

入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することは出来ない。

(5) 入札（開札）回数は1回とする

9. 郵送書類及び郵送方法

(1) 郵送書類

入札書（市ホームページからダウンロード）

(2) 郵送方法

入札書等郵送用指定封筒（公募型指名競争入札指名通知書送付時に作成案内配布）に（1）の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

①次のいずれかの方法で郵送するものであること

ア、一般書留

イ、簡易書留

②次のいずれかの方法で配達日等の指定をするものであること

ア、配達日指定郵便

イ、配達時間帯指定郵便（配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること）

10. 配達指定日

令和7年5月23日（金）

「9 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

11. 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月26日（月）10時00分

(2) 場所

和泉市役所 別館3-4会議室（入札室）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

12. 契約書作成の要否

要 別紙『契約書案』及び仕様書参照

13. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

和泉市財務規則による

(2) 契約の締結

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とし（ただし、端数は円未満切り捨て）、落札者は、落札決定日から7日以内に、契約を締結しなければならない。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 支払方法
完了払いとする。受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う。
- (5) 適用法令
地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則
- (6) 入札の無効に関する事項
和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第8条に記載
- (7) その他の注意事項
本業務は国の交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用して実施するものであり、国の交付金が受領できないことが明らかになった場合は、本入札を無効とする。

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

TEL:0725(99)8121

FAX:0725(41)0246

受付時間:平日9時00分～17時00分

メール:kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp